

熊本市製造業等見本市出展事業助成金交付要綱

制定	平成16年	4月23日	経済振興局長決裁
改正	平成17年	4月20日	経済振興局長決裁
	平成19年	4月10日	経済振興局長決裁
	平成21年	7月1日	産業政策課長決裁
	平成22年	4月1日	市長決裁
	平成23年	3月29日	市長決裁
	平成23年	4月29日	農水商工局長決裁
	平成24年	4月20日	商工振興課長決裁
	平成25年	3月14日	農水商工局長決裁
	平成25年	8月26日	商工振興課長決裁
	平成26年	3月20日	農水商工局長決裁
	平成31年	3月26日	産業振興課長決裁
	令和2年	3月25日	産業振興課長決裁
	令和3年	3月29日	市長決裁
	令和4年	4月1日	産業振興課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、中小の製造業者等又は製造業等を主体とした組合若しくは任意団体等が実施する見本市等への出展事業に対し、必要な経費の一部を助成することにより、本市製造業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小製造業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、日本標準産業分類(平成25年10月改定)における大分類E製造業又は大分類G情報通信業の中分類39情報サービス業を営む者をいう。

(2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する者をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱において、助成の対象となるもの(以下「助成対象者」という。)とは、熊本市内に主たる事業所を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、団体の場合は、2分の1以上が熊本市内に主たる事業所を有するものをもって組織されたものをいう。

(1) 中小製造業者

(2) 中小製造業者を主体とした事業協同組合又は協業組合

(3) 中小製造業者を主体とした任意団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成対象者としなない。

(1) 助成金の交付を受けようとする年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)の前年度に、助成金の交付を受けたもの

(2) 市税を完納していないもの

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業は、前条に規定するものが助成を受ける年度内に実施する次の各号のいずれかに該当する事業であって、助成対象事業費が10万円以上のものとする。ただし、原則として、国、他の地方公共団体等の補助金を同時に受けている事業及び熊本県内で実施される事業及び物産展等の即売を含む事業は、助成金の交付対象となる事業から除くものとする。

(1) 対面又はオンラインにより開催される見本市、展示会、商談会等への出展事業

(2) 前号に掲げるもののほか、出展事業であって特に市長が認めたもの

(助成額)

第5条 助成金の額については、別表に定めるところにより算定した額を基礎として、予算の範囲内で定めるものとする。

(助成金の利用)

第6条 助成金の交付は、1対象年度において、1対象者につき1回限り受けることができるものとする。

(事業計画書の提出)

第7条 助成金の交付を受けようとするものは、製造業等見本市出展事業計画書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

（審査及び助成事業の採択）

第8条 市長は、前条に規定する計画書を受理したときは、その内容を審査し、助成事業として採択した場合は、必要な条件を付して、申請者に通知するものとする。

2 前項に定める審査は、次の基準により行うものとする。

- (1) 事業内容が見本市等への出展事業であり、実効性が期待できるものであること。
- (2) 事業内容が市場性及び熟度において優れていること。
- (3) 事業内容が製造業等の活性化に資するものであること。

（助成金の交付申請）

第9条 前条の規定による採択を受けたものは、製造業等見本市出展事業助成金交付申請書（様式第2号）に必要な書類を添付して、事業の実施前に市長に提出しなければならないこととする。

（助成金の交付申請前着手）

第9条の2 前条の規定にかかわらず、第8条の規定による採択を受けたものが当該採択前に製造業等見本市出展事業助成金交付申請前着手届（様式第2号の2）を提出していた場合において、助成金交付申請前に事業に着手することについてやむを得ない理由があると市長が認めたときは、当該採択を受けたものは、事業の実施後であっても前条の申請をすることができるものとする。

（助成金の交付決定）

第10条 市長は、前2条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、助成金の交付を決定し、製造業等見本市出展事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更）

第11条 前条に基づき通知を受けたものが、その事業内容について変更しようとするときは、遅滞なく製造業等見本市出展事業計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（助成金の交付取消・変更）

第12条 市長は、前条に規定する計画変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、第10条に基づき行った交付決定を取り消し、又は変更し、製造業等見本市出展事業助成金交付取消・変更決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（関係書類の整備）

第13条 助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかななければならないこととする。

（実績報告）

第14条 交付決定を受けたものは、助成事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、製造業等見本市出展事業完了実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

（助成金の交付確定）

第15条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理し、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、製造業等見本市出展事業助成金交付確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第16条 前条に規定する通知書を受けたものは、速やかに当該通知書に係る請求書を市長に提出しなければならないこととする。

2 市長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第17条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる

- (1) 虚偽の申請をして助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金を使用する以前に助成金を受けた団体等が解散したとき。

- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(助成金の返還)

第18条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第19条 助成事業者は、第17条の規定による取消しを受け、助成金の返還を請求されたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求された助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された助成金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第20条 市長は、助成事業者が助成金の返還を請求され、当該助成金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 助成対象経費

下記の見本市等への出展事業に必要な経費

〔対象経費〕

- ・ 出展小間料（オンライン開催にあつては、登録料、参加料等）
- ・ 小間装飾費（備品のリース料並びに電気ガス水道等の工事費及び使用料）
- ・ 宿泊費及び交通費（第3条第1項第1号に規定する中小製造業者にあつては、3名を上限とする。）
- ・ パネル製作費
- ・ 通訳費（国外における見本市等への出展事業に限る。）
- ・ 輸送費（国外における見本市等への出展事業に限る。）

2 助成率及び限度額

事業区分		助成対象経費	助成率	限度額	
				企業	組合、団体
対面	九州内	出展小間料、小間装飾費、宿泊費及び交通費、パネル製作費	1/2以内 (小規模企業者の助成率は1/2とする)	30万円	50万円
	九州外（国外含む）			50万円	80万円
	国外	通訳費、輸送費 ※		20万円	
オンライン		登録料、参加料等		30万円	50万円

※国外は通訳費、輸送費として限度額に20万円を加算する。

3 助成額

- (1) 助成額は、1助成対象者において、上記1の助成対象経費の総額に、上記2の助成率を乗じた額であつて上記2の限度額の範囲内とする。
- (2) 同一対象者が平成17年度以降において、企業にあつては4回、組合又は団体にあつては6回以上、本助成金の交付を受ける場合、企業にあつては4回目、組合又は団体にあつては6回目以降の助成額の算定に当つては、上記2の限度額の欄中「30万円」を「15万円」と、「50万円」を「25万円」と、「80万円」を「40万円」と、「20万円」を「10万円」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号の規定により算出される額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を助成金の額とする。

様式第1号 (第7条関係)

製造業等見本市出展事業計画書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

㊦

熊本市製造業等見本市出展事業助成金交付要綱第7条の規定により下記のとおり事業計画書を提出します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の内容
- 3 助成対象事業費 円
- 4 交付を受けようとする助成金額 円
- 5 添付資料
 - (1) 事業計画・収支予算書
 - (2) その他市長が必要と認める書類

製造業等見本市出展事業助成金交付申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

㊦

熊本市製造業等見本市出展事業助成金交付要綱第9条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の内容
- 3 助成対象事業費 円
- 4 交付を受けようとする助成金額 円
- 5 添付資料
 - (1) 事業計画・収支予算書
 - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号の2（第9条の2関係）

製造業等見本市出展事業助成金交付申請前着手届

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

㊦

年 月 日付けで製造業等見本市出展事業計画書を提出した標記事業について、下記条件を了承の上、助成金交付申請前に着手したいので、熊本市製造業等見本市出展事業助成金交付要綱第9条の2の規定により届けます。

記

- 1 事業計画書を提出した事業が不採択となった場合及び交付決定した助成金が事業計画書に記載した助成金額に達しない場合において、異議がないこと
- 2 当該事業については、着手から助成金交付決定を受ける期間においては、計画変更をしないこと

助成事業の名称

申請前着手理由

発第 号
年 月 日

様

熊本市長

製造業等見本市出展事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度製造業等見本市出展事業助成金については、熊本市製造業等見本市出展事業助成金交付要綱第10条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の内容
- 3 助成対象事業費 円
- 4 助成金交付決定額 円
- 5 助成金は、事業完了後、確定された金額を請求により交付する。
- 6 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 助成事業に要する予算を変更し、又は助成事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 助成事業完了後30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、事業完了実績報告書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 7 助成の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が助成を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は助成決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された助成金があるときは、その返還及び助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 8 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 9 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 10 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第4号（第11条関係）

製造業等見本市出展事業助成金計画変更申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

㊦

年 月 日付け 発第 号で助成金の交付決定を受けた事業については、下記のとおり
計画変更したので御承認願います。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更の理由
- 4 添付書類
 - (1) 助成金の計画変更内容の基礎となる資料(事業計画・収支予算書等)
 - (2) その他市長が必要と認める書類 (交付決定通知書写等)

発第 号
年 月 日

様

熊本市長

製造業等見本市出展事業助成金交付取消・変更決定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度製造業等見本市出展事業助成金については、熊本市製造業等見本市出展事業助成金交付要綱第12条の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の内容
- 3 助成対象事業費 円
- 4 助成金交付変更決定額 円
- 5 取消・変更の理由

製造業等見本市出展事業完了実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

㊟

年 月 日付け 発第 号で助成金の交付決定を受けた下記事業が完了したので、熊本市製造業等見本市出展事業助成金交付要綱第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 助成事業の名称

2 助成金交付決定額

円

3 添付資料

- (1) 事業実施報告・収支決算書
- (2) 支払領収書（写し）
- (3) 印刷物、写真等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

発第 号
年 月 日

様

熊本市長

製造業等見本市出展事業助成金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度製造業等見本市出展事業助成金については、熊本市製造業等見本市出展事業助成金交付要綱第15条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

助成金

円